

環境影響評価指針（案）（抜粋）

（計画段階配慮事項の選定）

環境影響評価の項目の選定においても準用

第6 1～2 略

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 大気質

イ 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）

及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

ウ 振動

エ 悪臭

オ 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

カ 水底の底質

キ 地形及び地質

ク 地盤・土壌

ケ 地下水の状況及び地下水質

コ 日照障害

サ その他の環境要素

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 動物

イ 植物

ウ 生態系

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 景観

イ 人と自然との触れ合いの活動の場

ウ 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

4～5 略

(環境影響評価の項目の選定)

第16 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第1に掲げる影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、同表においてその影響を受けるおそれがある環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、第15第1項において読み替えて準用する第5及び第15第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定するものとする。

2～5 略

(参考手法)

第18 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第2において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第15第1項において読み替えて準用する第5及び第15第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。

2～3 略

別表第1 参考項目（第16関係）

2 点的開発

環境要素の区分		影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用					
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削、盛土等の土工	在理地立形地及び並びに工作物等に造成の地、	点的開発					
							ばい煙の排出	機械等の稼働	風力発電設備の稼働	汚水の排出	冷温排水	び製品、廃棄物等の搬入及び搬出
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸化合物					○					
		窒素化合物	○	○			○					○
		浮遊粒子状物質	○				○					○
		粉じん等	○	○	○							
	騒音及び超低周波音	有害物質等					○					
		建設作業等騒音		○				○	○			
		道路交通騒音	○									○
	振動	低周波音							✗			
		建設作業等振動		○				○				
		道路交通振動	○									○
	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)								○		
		水の濁り(浮遊物質量)			○						○	
		富栄養化								○		
		有害物質等								○		
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○						
	地盤・土壌	土壌環境			○							
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○							
	地下水質				○							
日照障害					○*							
その他の環境要素	流向及び流速									○		
	水温									○		
	風車の影							○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○		○	○			
		海域に生息する動物									○	
	植物	重要な種及び群落			○	○			○			
		海域に生育する植物									○	
生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○		○	○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○						
		人と自然との触れ合いの活動の場	○			○						
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	○			○							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○			○		
		残土その他の副産物			○							
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○					

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを参考項目として示すものである。

2 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

3 「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音及び超低周波音（周波数20ヘルツ以下の音）をいう。

4 「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。

5 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。

6 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

7 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

8 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10 「点的開発」とは、条別表第5号（太陽電池発電所を除く。）、第6号（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場を除く。）、第7号及び第8号に掲げる事業の種類をいう。

注 *は、工作物等の存在について参考項目として適用する。

別表第2 参考手法（第18関係）

参考項目		参 考 手 法
環境要素の区分	影響要因の区分	
窒素酸化物	<p>工事の実施</p> <p>資材等の搬入及び搬出</p> <p>建設機械の稼働等</p> <p>土地又は工作物の供用</p> <p>自動車の走行</p> <p>航空機の運航</p> <p>飛行場の施設の供用</p> <p>ばい煙の排出</p> <p>製品、廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>廃棄物の搬入</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報についてはそれぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>二酸化窒素に係る環境基準に規定する窒素酸化物の濃度の測定の方法</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>7 予測地域</p> <p>調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等</p> <p>次のうち、いずれかの時期とする。</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 建設機械の稼働等による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(3) 計画交通量の発生が見込まれる時期</p> <p>(4) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
粉じん等	<p>工事の実施</p> <p>資材等の搬入及び搬出</p> <p>建設機械の稼働等</p> <p>掘削、盛土等の土工</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p>

	<p>土地又は工作物の供用 埋立用機械等の稼働 機械等の稼働 製品、廃棄物等の搬入及び搬出 鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 資材等の搬入及び搬出に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (2) 建設機械の稼働等による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (3) 掘削、盛土等の土工による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (4) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
<p>低周波音</p>	<p>土地又は工作物の供用 風力発電設備の稼働</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 低周波音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(低周波音の状況については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月環境庁大気保全局)に準拠した測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
<p>建設作業等 振動</p>	<p>工事の実施 建設機械の稼働等</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 振動の状況</p>

削除

	<p>(2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 建設機械の稼働等による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
--	--

- 備考 1 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音及び超低周波音（周波数20ヘルツ以下の音）をいう。
- 3 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 4 「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- 5 「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
- 6 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 7 「注目種等」とは、地域を特徴付ける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 8 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 9 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 10 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。